

平成26年4月1日以降に給与を2時間減額された者の  
俸給月額が給与法に基づき改定された場合の例

★ 俸給月額の改定

行政(一)2級9号俸(200,000円)



行政(一)2級9号俸(201,800円)

(増額改定)

※扶養手当の支給はないものと仮定

★ 地域手当への俸給の改定のハネ

地域手当10%(20,000円)



地域手当10%(20,180円)

(ハネ)

《給与法改正前の減額計算》

1 減額の総額

(減額(総額)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{[200,000円 + 20,000円] \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,310円47銭 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(減額の総額)

$$1,310円 \times 2時間 = 2,620円 \text{ (減額の総額)} \quad \text{--- ①}$$

2 俸給に係る減額すべき額

(減額(俸給)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{200,000円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,191円96銭 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(俸給の減額分)

$$1,191円 \times 2時間 = 2,382円 \text{ (俸給の減額分)} \quad \text{----- ②}$$

《給与法改正後の減額計算》

1 減額の総額

(減額(総額)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{[201,800円 + 20,180円] \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,321円96銭 \quad \rightarrow 1,322円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(減額の総額)

$$1,322円 \times 2時間 = 2,644円 \text{ (減額の総額)} \quad \text{--- ③}$$

2 俸給に係る減額すべき額

(減額(俸給)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{201,800円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,201円78銭 \quad \rightarrow 1,202円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(俸給の減額分)

$$1,202円 \times 2時間 = 2,404円 \text{ (俸給の減額分)} \quad \text{----- ④}$$

《減額すべき額の差額》

1 俸給に係る減額すべき額の差額

$$\text{改正前の俸給の減額分 } 2,382円 \text{ (②)} - \text{改正後の俸給の減額分 } 2,404円 \text{ (④)} = -22円$$

2 地域手当に係る減額すべき額の差額

$$\text{減額の総額に係る差額} - \text{俸給に係る減額すべき額の差額} = \text{地域手当に係る減額すべき額の差額}$$

(減額の総額に係る差額)

$$\text{改正前の減額の総額 } 2,620円 \text{ (①)} - \text{改正後の減額の総額 } 2,644円 \text{ (③)} = -24円$$

(地域手当に係る減額すべき額の差額)

$$\text{減額の総額に係る差額 } (-24円) - \text{俸給に係る減額すべき額の差額 } (-22円) = -2円$$

《平成26年4月から11月までの8ヶ月分の追給額》

1 俸給

$$1,800円 \text{ (} 201,800円 - 200,000円 \text{)} \times 8ヶ月 - 22円 = 14,378円 \text{ (差額追給)}$$

2 地域手当

$$180円 \text{ (} 20,180円 - 20,000円 \text{)} \times 8ヶ月 - 2円 = 1,438円 \text{ (差額追給)}$$